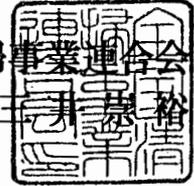


平成17年7月8日

産業構造審議会環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ

座長 郡 島 孝 様

全国清掃事業連合会
会長



容器包装リサイクル法の見直しに対する意見

この度、容リ法見直しに関する「中間とりまとめ」が公表されたところですが、一般廃棄物の収集・運搬から選別・保管業務、および再商品化(材料リサイクル)業務に直接従事する事業者の団体として、これまでの論点にふまえた改善要望事項を取りまとめましたので、是非共、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 分別基準適合物の現状

6/16 産構審「中間とりまとめ」、6/13 中環審「中間とりまとめ」においても指摘されているように、現行の分別基準適合物は、自治体ごとに分別基準適合物の品質(異物の混入率:汚れ度合)が大きく異なっており、分別基準適合物の品質の悪い自治体の容器包装廃棄物は、適切な再商品化に悪影響を与えています。現状では、品質の悪い容器包装まで(財)日本容リ協会が引き取らざるを得ないような仕組みになっており、早急な是正が求められています。

II. 容器包装リサイクル制度における再商品化事業者の役割

本来、容器包装リサイクル法は、市民生活に密着した容器包装廃棄物のリサイクルを推進することが、ゴミ発生抑制に向けた市民のライフスタイルの変革・意識改革を実現するため有効な手段であるとの共通認識が大前提となっており、事業者・消費者・市町村・再商品化事業者がそれぞれ役割分担を適正に果たすことでシステムが機能するものと理解しています。

然るに、これまでの再商品化手法に関する議論の経過を見ますと、前記 I の状況を是認したまま現状のコストを含めた効率を問題とし、再商品化手法の適否を検討されているのではないかと考えられます。

確かに材料リサイクルにおける現在のコストは、異常価格については論外ではありますが、労働生産性・処理工程数・残渣処理費用について、今後、できる限りの低減化に向けて改善を図らなければならないことは当然であります。

しかし、重要視すべきは、容リ法制定の原点ともいえるところの、資源制約・環境制約を根拠としたゴミの発生抑制に向けたライフスタイルの変革を図ることであり、市民の意識改革を促進することではないでしょうか。この点については、自治体から見た容器包装リサイクル制度の評価(H17.2.28 産構審資料 参考資料 6-3)において実証されているように、分別収集品目の増加がごみ総排出量の減少となる事実、即ち不要となった物を市民・消費者が廃棄する際に判断を強制されることが環境に対する意識を喚起し、その結果、廃棄物の発生を抑制する行動へと誘導され、成果として社会的コストの低減もしくはベネフィットの拡大をもたらすという効果であります。

従って、容器包装リサイクル制度の中において、再商品化事業者は、分別基準適合物の現状を的確に把握して発生源即ち市町村(→市民・消費者)に伝えるという重要な役割を担っており、市町村には、再商品化事業者からフィードバックされた分別基準適合物の品質情報に基づいて、市民の環境意識を喚起する観点から、市民に対して分別の改善を促すことが求められているものと考えます。

Ⅲ. 具体的改善要望

容器包装リサイクル制度を、本来の発生抑制を誘導するための効果的なシステムとするための改善策として、以下の事項をご提案にします。

1. 再商品化業務事業者の役割と責任を強化すること

- (1) 分別基準適合物に関する品質情報の、容リ協会・市町村へのフィードバックを義務化。
- (2) 従来の再商品化業務に加え、再商品化工程全体を環境教育の場として位置付け、再商品化事業者に対して体験学習、見学等の受入を義務化。
- (3) 分別基準不適合物を的確に分離して排出市町村へ返却することを義務付ける。(禁忌品等異物)
- (4) 用途の汎用性を推進するため品質向上を図ると共に、残渣の有効利用としての複合リサイクル(RPF化やセメント原燃料化等)を義務付け、収率の向上を図ること。
- (5) 品質向上対策としての研究開発投資促進のため、複数年契約を導入すること。

2. 市町村の役割と責任を強化すること

- (1) 分別区分の統一化
- (2) 分別基準不適合物の受入、市民への公表の義務化
- (3) 残渣の市町村による熱回収処理
- (4) 市民への更なる啓蒙活動の推進
- (5) 分別収集、選別保管業務の効率化(市町村直営事業を民間委託する等)の推進、併せてゴミ有料化による市民意識の改革

3. 指定法人の役割と責任を強化すること

- (1) 容リシステムが有効に機能しているかを監視測定する組織の強化を図る。
- (2) 市町村ベールの品質評価を再商品化事業者に委ねるのでなく、直接および公正・厳格に実施する。
- (3) 再商品化の手法別、製品種類別、品質別の標準価格(上限・下限)の設定。